

最近の児童虐待防止対策の経緯

資料 1

2016年
5月成立

H28児童福祉法等の一部改正(2017.4施行等)

全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等)・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

2017年
6月成立

H29児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(2018.4施行)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

2018年
7月20日

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(関係閣僚会議決定)

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。

2018.3 目黒区で5歳女児の死亡事案が発生

2018年
12月18日

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(関係府省庁連絡会議決定)

緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定。

2019.1 千葉県野田市で10歳女児の死亡事案が発生

2019年
2月8日

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(関係閣僚会議決定)

児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。

2019年
3月19日

児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定)

昨今の児童虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

2019年
6月19日
成立

R1児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(体罰の禁止の法定化等)、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずる。

2019.6 北海道札幌市で2歳女児の死亡事案が発生

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等**(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】**

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループの設置について（案）

1 設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

2 構成等

- (1) 構成員は、社会保障審議会の専門委員から委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループには座長を置く。
- (3) ワーキンググループには座長代理を置く。座長代理は、座長の指名とする。
- (4) ワーキンググループは、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3 主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

4 その他

会議は、原則公開とする。

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ構成員

(五十音順・敬称略)

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
我妻 元晴	本庄市保健部子育て支援課長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会理事長
加藤 雅江	杏林大学医学部附属病院患者支援センター課長
栗延 雅彦	和泉乳児院院長
栗原 直樹	元十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 教授
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ センター長
才村 純	東京通信大学 教授
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授
廣中 誠司	山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課長
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長 全国保育士会会長
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）（抄）

附 則

第 7 条

- 3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（抄）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（4）子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後 1 年を目途に検討する。
- ・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める。

今後の検討スケジュール（イメージ）

令和元年8月7日

第26回社会的養育専門委員会



令和元年9月

「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」議論開始



議論 令和2年夏目処 中間的な整理

令和2年12月 ワーキンググループの議論の整理
その後、社会的養育専門委員会へ報告

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件 (H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。
例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由
① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育
かつ、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

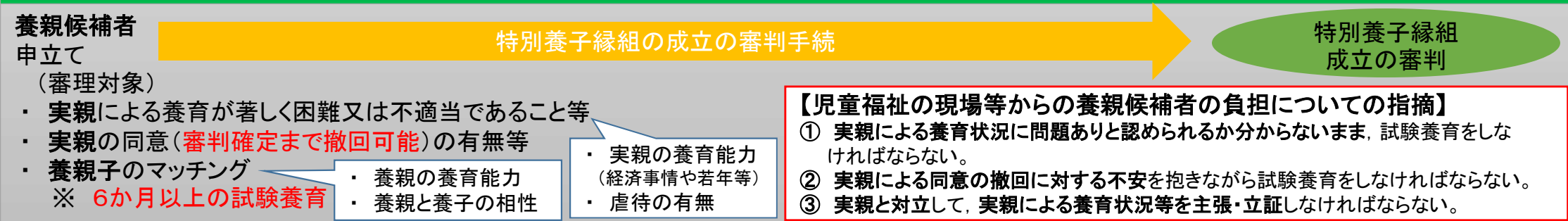
(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事務法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)

(イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事務法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の確認の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。
⇒ 手続長期化の防止

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組成立の審判

(審理対象) ・ 養親子のマッチング ※ 6か月以上の試験養育

試験養育がうまくいかない場合には却下

第3 施行期日【公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日】

都道府県社会的養育推進計画 検討状況まとめ(2019年5月現在)

児童相談所を設置する70都道府県市から回答(都道府県と一体で計画を策定する9市を含む)

1 検討体制(合議体、検討会等)

(1) 検討体制	
・新規及び既存の検討体制	9 自治体
・新規の検討体制のみ	37 自治体
・既存の検討体制のみ	24 自治体
(2) 検討組織、部会等のメンバー構成(複数回答)	
・里親	65 自治体
・ファミリーホーム	33 自治体
・乳児院	57 自治体
・児童養護施設	68 自治体
・児童心理治療施設	20 自治体
・児童自立支援施設	19 自治体
・母子生活支援施設	30 自治体
・自立援助ホーム	17 自治体
・児童家庭支援センター	28 自治体
・児童相談所	52 自治体
・一時保護所	29 自治体
・弁護士	45 自治体
・医師	31 自治体
・学識者	64 自治体
・市町村等	37 自治体
・当事者である子ども(社会的養護経験者を含む)	9 自治体
・その他関係者	33 自治体
【内訳】民生児童委員、社会福祉協議会、保育、母子寡婦、母子保健、放課後児童クラブ、NPO法人(子育て、里親など)、教育委員、PTA、議員、自立支援、社会福祉士、助産師、新聞社、障害者等の関係団体	
(3) 検討開始時期	
2018年	32 自治体
2019年1月～3月	19 自治体
2019年4月以降	19 自治体
(4) 総開催回数(見込を含む)	
○審議会等及び部会・ワーキンググループ等の両方を開催	
1回～5回	6 自治体
6回～10回	22 自治体
11回～15回	7 自治体
16回以上	5 自治体
○審議会等のみ開催	
1回～5回	12 自治体
6回以上	3 自治体
○部会・ワーキンググループ等のみ開催	
1回～5回	3 自治体
6回以上	5 自治体

2 当事者である子どもの参画等(複数回答)

(1) 会議への参画	実績あり	予定あり
・メンバーとして出席	1 自治体	5 自治体
・会議の場でヒアリング等を実施	1 自治体	6 自治体
(2) アンケート調査	実績あり	予定あり
・里親等に委託されている児童を対象に実施	4 自治体	11 自治体
・里親等への委託を解除された児童を対象に実施	5 自治体	8 自治体
・施設等(一時保護所を含む)に入所している児童を対象に実施	6 自治体	14 自治体
・施設等を退所した児童を対象に実施	7 自治体	11 自治体
・その他の児童等を対象に実施	-	-
(3) その他の手法	実績あり	予定あり
【内訳】ヒアリング、グループインタビュー、IFCAユースチームからの参考意見聴取、今回のアンケート結果を参考に検討 等	3 自治体	12 自治体

※「(1)～(3)いずれも予定なし」は0自治体

※「すべて未定」は12自治体(新潟県・新潟市、長野県、静岡県・静岡市・浜松市、愛知県、佐賀県、宮崎県、名古屋市、大阪市、神戸市)

3 フォスタリング業務の実施体制

(1) 2020年度の委託予定	委託予定あり	委託予定なし	検討中	
	23 自治体	11 自治体	32 自治体	
(2) 実施主体(委託先)、実施内容	①里親のリクルート、アセスメント	②登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修	③子どもと里親家庭のマッチング	④里親養育への支援、未委託期間中及び委託解除後のフォロー
・里親会	1 か所	2 か所	-	3 か所
・児童家庭支援センター	4 か所	5 か所	2 か所	4 か所
・児童養護施設	3 か所	4 か所	4 か所	5 か所
・乳児院	12 か所	14 か所	7 か所	13 か所
・NPO法人等	13 か所	13 か所	8 か所	12 か所
・その他	5 か所	5 か所	4 か所	5 か所

※①～④の業務内容を包括的に委託予定(検討中を含む)は16自治体

4 乳児院・児童養護施設の計画策定

(1) 計画策定時期	
2018年	4 自治体
2019年1月～4月	1 自治体
2019年5月～8月	14 自治体
2019年9月～12月	6 自治体
2020年1月以降	8 自治体
未定	37 自治体

5 子ども数の調査

代替養育の需要量についての調査	実施済	予定あり	予定なし (別途把握済)	未定
	17 自治体	32 自治体	2 自治体	19 自治体
○調査依頼時期(予定を含む)				
2018年	16 自治体			
2019年1月～4月	16 自治体			
2019年5月～8月	11 自治体			
2019年9月～12月	-			
2020年1月以降	-			
未定	25 自治体			
なし	2 自治体			
○とりまとめ時期(予定を含む)				
2018年	6 自治体			
2019年1月～4月	10 自治体			
2019年5月～8月	22 自治体			
2019年9月～12月	3 自治体			
2020年1月以降	-			
未定	27 自治体			
なし	2 自治体			